

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	4	府省庁名 環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（自動車取得税、自動車税）	
要望項目名	車体課税のグリーン化	
要望内容（概要）	<p>自動車取得税については、平成26年度税制改正大綱において「平成27年度税制改正において基準の切替えと重点化を図る。」こととされている。</p> <p>自動車税については、平成26年度税制改正大綱において「自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税（環境性能割）を、自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成27年度税制改正で具体的な結論を得る。」ことに加え、「自動車税（排気量割）のグリーン化特例については、環境性能割の導入時に、環境性能割を補完する趣旨を明確化し、環境性能割非課税の自動車に対象を重点化した上で、軽課を強化する。」こととされている。</p> <p>また、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5割から7割にすることを目標に掲げている。</p> <p>このため、車体課税については、現行の車体課税のグリーン化による環境効果を十分踏まえ、地球温暖化・公害対策の一層の推進、汚染者負担による公害健康被害補償のための安定財源確保の観点から、関連する税制も含め総合的・体系的に一層のグリーン化を検討する。</p>	
関係条文	〔 — 〕	
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 環境性能に優れた自動車の普及を推進し、大気汚染の防止及び地球温暖化防止を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 自動車からの排出ガスによる大気汚染問題や燃料消費に伴うCO2の排出による地球温暖化問題に的確に対応するためには、環境性能に優れた自動車の早期普及を図ることが必要不可欠である。 このため、環境性能に優れた自動車に対し税制上のインセンティブを与え、その普及を促進し、大気汚染の改善及び地球温暖化の防止を図ることが必要である。</p>	
本要望に対応する縮減案	なし	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	施策1. 地球温暖化対策の推進 目標1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制 施策3. 大気・水・土壌環境等の保全 目標3-1 大気環境の保全
	政策の達成目標	○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） ・2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5割から7割とする。 ○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（平成23年3月25日閣議決定） ・対策地域において、平成32年度までにNO2及びSPMに係る大気環境基準を確保。 ・平成27年度までに、全ての監視測定局におけるNO2及びSPMに係る大気環境基準を達成。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	いわゆるエコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、平成25年度における新車販売に占める次世代自動車の割合は23%であり、日本再興戦略等の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。 また、平成24年度大気環境基準達成率（自動車NOx・PM対策地域内の自動車排出ガス測定局）は、NO2が98.6%、SPMが100%となっているが、自動車交通量の多い一部の地区において、長期間にわたりNO2の大気環境基準が達成されていない状況にあるほか、SPMについても安定的・継続的に大気環境基準を確保することが求められている状況にある。
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	環境性能に優れた自動車に対し税制上のインセンティブを与えることにより、環境性能に優れた自動車の普及を一層促進する効果が期待できる。環境性能に優れた自動車の普及により、自動車からのNOx・PM排出量の大幅な削減とそれに伴う大気環境の改善が期待できるとともに、CO2削減効果も大きく、地球温暖化防止にも資することから、本要望事項は有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	○国税 ・環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税の特例
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	環境性能に優れた自動車に対し税制上のインセンティブを与えることで、広く国民に対して、環境性能に優れた自動車の効率的な普及を一層促進するとともに、自動車からの大気汚染物質等の排出量削減によるNO2、SPMの大気環境基準の確保やCO2削減効果による地球温暖化防止を推進することが可能である。
	ページ	4—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>(自動車取得税（エコカー減税））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に制度創設。 ・平成 22 年度税制改正において、一定の環境性能を有する車両総重量 2.5 トン超 3.5 トン以下のトラック・バスを軽減対象に追加。 ・平成 24 年度税制改正において、燃費基準等の要件を引き上げた上で 3 年延長。 ・平成 26 年度税制改正において、エコカー減税を拡充。 <p>(自動車税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 13 年度に制度創設。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 税率をおおむね 50%軽減課： 電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車・旧☆☆☆☆かつ燃費基準達成車 ○ 税率をおおむね 25%軽減課： 旧☆☆☆☆かつ燃費基準達成車 ○ 税率をおおむね 13%軽減課： 旧☆☆☆☆かつ燃費基準達成車 ○ 税率をおおむね 10%重課： 11 年超のディーゼル車・13 年超のガソリン車（低公害車、一般乗合バスは適用対象外） ・平成 15 年度に、軽減の内容を次のように変更。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 税率をおおむね 50%軽減課： 電気自動車（燃料電池自動車を含む）・天然ガス自動車・メタノール自動車・旧☆☆☆☆かつ燃費基準達成車（LPG 自動車を含む） ・平成 16 年度に、軽減の内容を次のように変更。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 税率をおおむね 50%軽減課： 電気自動車（燃料電池自動車を含む）・天然ガス自動車・メタノール自動車・☆☆☆☆かつ燃費基準+5%達成車（LPG 自動車を含む） ○ 税率をおおむね 25%軽減課： ☆☆☆☆かつ燃費基準達成車（LPG 自動車を含む）・☆☆☆☆かつ燃費基準+5%達成車（LPG 自動車を含む） ・平成 18 年度に、軽減の内容を次のように変更。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 税率をおおむね 50%軽減課： 電気自動車（燃料電池自動車を含む）・天然ガス自動車・メタノール自動車・☆☆☆☆かつ燃費基準+20%達成車（LPG 自動車を含む） ○ 税率をおおむね 25%軽減課： ☆☆☆☆かつ燃費基準+10%達成車（LPG 自動車を含む） ・平成 20 年度に、軽減の内容を次のように変更。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 税率をおおむね 50%軽減課： 電気自動車（燃料電池自動車を含む）・天然ガス自動車（GVW3.5t 以下は☆☆☆☆車、GVW3.5t 超は重量車☆☆車）・☆☆☆☆車かつ燃費基準+25%達成車 ○ 税率をおおむね 25%軽減課： ☆☆☆☆車かつ燃費基準+20%達成車・☆☆☆☆車かつ燃費基準+15%達成車 ※ 各基準を満たすハイブリッド自動車も軽減対象 ・平成 22 年度税制改正において、軽減の内容を次のように変更。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 税率をおおむね 50%軽減課： 電気自動車（燃料電池自動車を含む）・天然ガス自動車（GVW3.5t 以下は☆☆☆☆車、GVW3.5t 超は重量車☆☆車）・プラグインハイブリッド自動車・☆☆☆☆車かつ燃費基準+25%達成車

- ・ 平成 24 年度税制改正において、燃費基準等の要件を引き上げた上で 2 年延長。
- ・ 平成 26 年度税制改正において、次のように変更。
 - 電気自動車、燃料電池車、天然ガス自動車（平成 21 年排ガス規制 NOx10%以上低減）、プラグインハイブリッド車に加えて、新たにクリーンディーゼル乗用車（平成 21 年排ガス規制適合の乗用車）が対象に追加され、☆☆☆☆車かつ平成 27 年度燃費基準+20%達成車（かつ平成 32 年度燃費基準達成車）の区分と併せて減税を拡充した上で 2 年延長。
 - 平成 27 年度燃費基準達成車に係る税率の軽減措置を廃止。
 - 新車登録から 13 年超のガソリン車及び 11 年超のディーゼル車に対する重課を概ね 10% から 15%に強化した上で 2 年延長。